

西郷地区 地域おたすけガイド

(地区防災計画)

- 1、運営本部の設置基準**
- 2、活動方針**
- 3、役員収集場所等一覧**
- 4、資機材庫リスト**
- 5、地震**
- 6、津波**
- 7、共通事項**
- 8、地域マップ**
- 9、各種行動の事前指示書**

2020年12月作成

西郷防災福祉コミュニティ

- (1) 地域おたすけガイドは、地域の皆さんが災害時に活動する際に、活用するものです。災害時は、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分たちのできる範囲で活動を行うことが大前提です。
- (2) 皆さんの災害時の活動をより効果的にするために、これまでに各地域で取り組まれた優良事例を参考に、この地域おたすけガイドを作成しました。
- (3) しかし、この地域おたすけガイドに記載している内容は完全ではありません。
- (4) ぜひ、西郷防コミで訓練を通して繰り返し検証して、地域に適したガイドにするために、どんどん見直していきましょう。

1 運営本部の設置基準

- ・震度5強以上の地震若しくは、地震による被害が拡大する恐れがある場合
- ・特別警報が出された場合。
- ・上記のほか、地域内にレベル3、避難準備・高齢者等避難開始の情報が発令された場合。

2 活動方針

阪神・淡路大震災の教訓で、近隣の方々で助けあうことはとても重要です。しかしながら、周囲の状況をよく確認し、自らの安全を確保し、無理をせず、自分達の出来る範囲で防災活動を行いましょう!!



3 役員参集場所等一覧

防コミ運営本部	★新在家地域福祉センター				
	西郷地域福祉センター (地震や津波の危険性があるとき)				
ブロック本部	★西郷地域福祉センター				
防災資機材庫	大石北町	大石南町		大石東町	
	新在家北町	新在家南町西部		新在家南町東部	
緊急避難場所 (屋内)	名称	※災害ごとの注意事項			備考
		土砂	洪水	津波	
	西郷小学校	○	○	○	
	鳥帽子中学校	○	○	○	
	原田中学校	○	○	○	
緊急避難場所 (屋外)	名称	※災害ごとの注意事項			備考
		地震	津波	大火	
	西灘公園	○		○	
	南町公園	○		○	
	新在家公園	○		○	
津波緊急待避所					
災害時要援護者 台帳保管場所	新在家南町西部・東部 町内会長宅				
防災行政無線 保有者	新在家地域福祉センター				
神戸市災害 ナビダイヤル	0570-078-500 (防災行政無線の放送内容や避難場所の情報を発表状況が確認できます)				
その他必要な事項	ふつQすいせん(西郷小学校敷地内)				

4、防災資機材庫リスト

		大石 北町	大石 南町	大石 東町	新在家 北町	新在家 南町西部	新在家 南町東部	
	鍵保管者(自治会・町内会)	会長宅	会長宅	会長宅	会長宅	会長宅	会長宅	
用途	品名	数量	数量	数量	数量	数量	数量	
消 火 用	布バケツ	20	18	19	15	27	9	
	ドライバー⊖			1		1		
	ドライバー⊕			1		1		
救 助 用	スコップ	10	10	10	6	10	5	
	折りたたみのこぎり小	1	3	2		2	5	
	折りたたみのこぎり大	5	2	3	3	2		
	手引のこぎり					1	3	
	斧	2					2	
	ハンマー(大)	3	1	3		2	5	
	簡易ジャッキ	2					2	
	つるはし	4		1			4	
	ボトルクリッパー	2	1	1	1		2	
	三脚付投光器					1	1	
	折りたたみ担架	2						
	小バール	3	8	2		2		
	中バール			4			3	
	大バール	2	2	3	4	3	2	
	小型ハンマー	2		1	2	1		
	とび口	1					2	
	その 他	ヘルメット	15	12	3			15
		手袋					12	一束
長靴		3		1				
腕章		46					30	
携帯用電灯		2	5				3	
トランジスタメガホン(大)		1		1				
トランジスタメガホン(小)		2					1	
広報・訓練用拡声器		1	1		1			
収納庫(大)防災機器収納用		1	1	1	1	1	1	
リヤカー			1	1		1	1	
ブルーシート		15					29	
帽子		27						
一輪車		1		1			2	
チェーンブロック		1	1	1	1			
ジャンバー					5			
発電機							1	
コードリール(30M)							1	
携行燃料タンク(5L)							1	
台車大						1		
レンガ					8			
トラロープ(100M)						1		
脚立(中)	1	2	1					
コーン						4		
土嚢		70						

5. 地震

【災害発生直後】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

個人の行動



地震発生直後の安全の確保

	内 容	確認
1	地震の揺れを感じたら、まずおちつき、丈夫なテーブルの下に隠れるなど身の安全を確保する。揺れ戻しに注意	
2	火を使用している場合は、可能な限り火を止める	
3	家族の安全を確認する	
4	火災が発生すれば消火器等で初期消火を行う	
5	テレビやラジオなどで情報の確認	
6	避難経路の確認(ドアや窓が開くか)や建物の安全の確認	

※地震で揺れたら押し入れに入る、ドアを開けてトイレに避難も

防災福祉コミュニティとしての活動

1 防コミ運営本部の立ち上げ

	内 容	確認
1	防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まった地域の人たちで本部を立ち上げる	
2	本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する	
3	統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報班、消火班救出救護班、避難誘導班、生活班等の班編成を行う	
4	本部に地域の地図、防災マップなどを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する	
5	情報班は地区内の被害情報を収集し、被害状況に応じて、各ブロックに活動内容の具体的指示(情報収集・伝達、安否確認、被災者の救出・救護等)を出す	
6	各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する	

2 ブロック毎の災害対応

	内 容	確認
1	防災活動が可能な場合は、最寄りの「防災資機材庫」や「耐震性貯水槽」に集まり、数名で班を編成し災害対応活動を行う	
2	ブロック長は資機材庫で、消火や救助など、対応すべき災害に応じた班を編成する	

3 情報収集・伝達

活動指示書①

	内 容	確認
1	ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う	
2	防災行政無線等により収集した地震情報等は、伝令等により、ブロック長に伝達する	
3	伝令等により、ブロック長から各地区内の被害状況や住民の安否等の状況調査を行う	

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

4 安否確認

活動指示書②

	内 容	確認
1	事前に用意している災害時要援護者台帳に基づき安否確認を行う	

* ドア等に安否確認済みの目印をつける、安否不明者宅に連絡票を張るなどによる区別も効果的です。

5 消火活動

活動指示書④

	内 容	確認
1	ブロック単位で耐震性貯水槽の小型動力ポンプやあらゆる消防器具等を活用し初期消火を行う	
2	出火場所を確認する	
3	消火活動人員の割り振りをする	

* 火災の規模によっては消火器やバケツリレーでの消火も重要です。

6 救出・救護活動

活動指示書③

	内 容	確認
1	二次災害に注意しながら、ブロック単位で防災資機材を使用し、負傷者を救出する	
2	救出活動人員の割り振りをする	
3	被災者が負傷している場合は、止血等の応急手当を実施し、医療機関に搬送する	

* 救出にはジャッキやバール、のこぎりなどが有効です。

7 災害時要援護者の避難支援

活動指示書⑤

内 容		確 認
1	自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する必要のある災害時要援護者の避難支援を行う	
2	支援者の割り振りをする	

8 緊急避難場所・避難所の開設

内 容		確 認
1	被害情報、活動情報等を区役所や消防署に連絡する(避難者にも伝える)	
2	避難所運営で必要な事項を区役所等へ伝える	

9 区や消防署への連絡

内 容		確 認
1	学校関係者や区役所職員と協力して緊急避難場所・避難所を開設する	
2	避難者名簿を作成する	

6、津波

【地震発生直後】

その行動が完了したら確認欄に✓をつける

1 防コミ運営本部の立ち上げ

内 容		確 認
1	市からの情報が無くても、強い揺れや長い揺れを感じた時は、津波が発生すると判断し、小学校や地域福祉センターなど、あらかじめ定めた津波の影響を受けない場所に運営本部を設置する	
2	防コミ運営本部に役員が揃わないことが予想されるが、集まったメンバーで本部を立ち上げる	
3	本部に駆けつけた役員の中から統括防災リーダーを決定する	
4	統括防災リーダーは集まってきたメンバーで、情報作戦班、資源管理班等の班編成を行う	
5	本部に地域の地図、地域津波防災計画(津波避難マップ)災害時要援護者台帳などを配置する。また、メンバーで情報を共有するためホワイトボードや模造紙を準備する	
6	各ブロックの活動班の人員が不足している場合は、本部から人員を派遣する	

2 情報収集・伝達

活動指示書①

	内 容	確認
1	防災行政無線、ラジオ、テレビ等から津波警報、津波注意報等を収集するとともに、有線電話、携帯電話等を使用して、ブロック長に伝達する	
2	災害時要援護者に直ちに避難を呼びかける	

3 避難支援

	内 容	確認
1	ブロック内の住民は、直ちに避難が困難な災害時要援護者の避難支援を行うとともに、避難の際には「津波が来るから逃げろ！」等の呼びかけを周囲に行いながら、率先して避難する	
2	浸水想定区域外への避難が困難なときは、地域内の津波緊急待避所に避難する	

* 地震時は有線電話、携帯電話は使用できないと考えた方がよいです。

7. 共通事項

【数時間後～3日（72時間）ぐらいまで】

1 役割分担の見直し

	内 容	確認
1	防災福祉コミュニティの集結状況や災害の状況に応じて役割を見直す	

2 避難所の運営

	内 容	確認
1	学校関係者、区役所職員や災害ボランティアと協力して避難所の運営にあたる（中学生など学生にも協力を頼む）	
2	女性や子育て家庭への配慮	
3	災害時要援護者への配慮（要援護者ご本人やご家族の意向を踏まえ、避難所内に一般の方と区分けした要援護者のための福祉避難室を設けるなどの対応：保健室の利用など）	
4	福祉避難所を必要とする方について、避難所を巡回する市の保健師へつなぐ	
5	同行避難してきたペットへの配慮	

※特に、知的や精神、発達障がい者のうち、集団生活に対応することが困難な方、透析患者やオストメイト（人工肛門など）などの内部障がい者について、特別な配慮が必要であることを、他の避難者に理解していただくことが大切

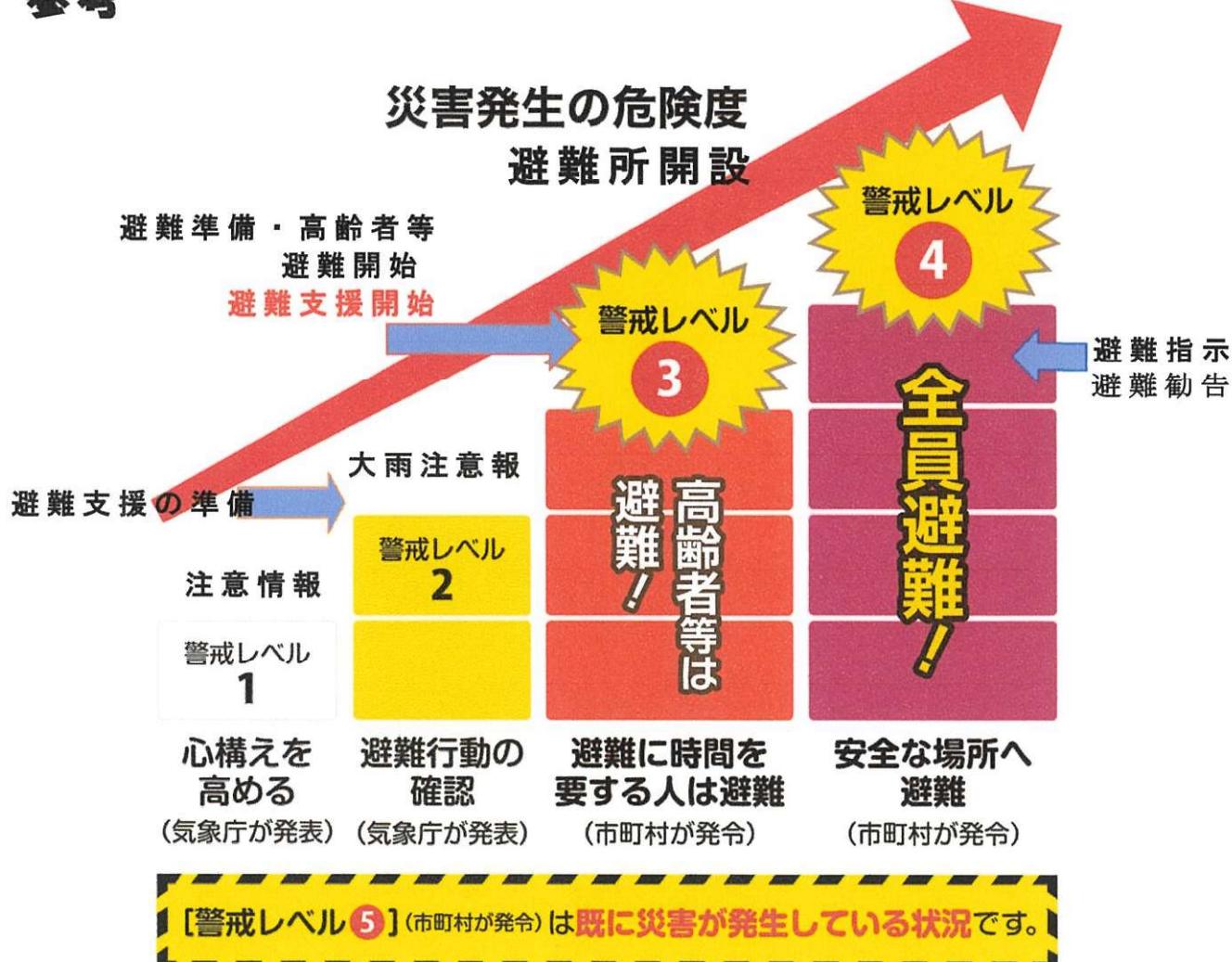
3 生活情報の収集

	内 容	確 認
1	生活情報の収集及び住民への周知	

4 防火・防犯パトロール

	内 容	確 認
1	パトロール班を結成し、交代で地域内のパトロールを行う	

参考



災害時要援護者とは

災害が発生した場合に、安全な場所に避難したり、避難所での生活において困難が生じて、まわりの人の助けを必要とする方・障がいのある方・介護が必要な方・高齢者（ひとり暮らしの方、高齢者世帯など）・難病患者、乳幼児、妊娠婦のほか、災害時に負傷した方など自力で避難することが難しい方

大規模地震・津波

① 新在家南町西部町内会

新在家地域福祉センターに防コミ運営本部開設・要援護者避難場所運営
平日日中の場合→灘保育所状況確認・応援・支援要請確認・支援
SONPO ケアそんぽの家状況確認・応援・支援要請確認・支援

② 新在家南町東部町内会

新在家地域福祉センターに運営本部開設・要援護者避難場所確立運営
津波対応の場合、サザンモール 3 階駐車場(被災状況・安全確認後)要援護者の救護場所及び障害者の避難場所検討・確立

③ 新在家北町自治会

烏帽子中学校避難場所・運営準備
大規模地震・津波→阪神新在家駅ホームの避難場所可否の検討

④ 大石南町町内会

大石南町会館に集合(情報収集)神戸日の出苑の情報
ロングステージ KOBE 大石にて避難場所開設

⑤ 大石北町町内会

西郷地域福祉センターにブロック運営本部開設・要援護者避難場所運営
おおいしこども園情報収集
西郷小学校避難場所開設・運営準備
大規模地震・津波→阪神大石駅ホームの避難場所可否の検討

⑥ 大石東町町内会

西郷小学校避難場所開設・運営準備
烏帽子中学校避難場所開設・運営準備
ロングステージ灘情報収集・要援護者避難場所運営

情報収集・伝達①

- ラジオ、テレビ、防災行政無線等で地震情報等の収集を行う
- 地域内の災害情報を把握する

情報収集・伝達手順

1 情報収集

- (1) 収集した情報はホワイトボード等に時系列で記載する。
- (2) ラジオ等での情報収集
通信手段が確保されている場合は、ラジオ、テレビ、防災行政無線のほか、電話等も活用する。
- (3) 行政からの情報収集
各種機関へ直接連絡を取り、必要な情報を収集する。また、定期的に区役所等に出向くなどして、公開されている情報を収集する。
- (4) 各ブロックからの情報収集



2 情報伝達

情報を伝える手段として、トランジスタメガホン、広報掲示板、回覧板も効果的に活用する。

安否確認②

- 安否確認情報の収集
- 安否不明者の確認

事前に用意している災害時の要援護者名簿に基づき
安否確認を行う
民生・児童委員等と協力し安否確認を行う

訪問先での確認手順



1 外観の確認

建物に甚大な被害がないかを確認してください。

2 声かけ・呼びかけ確認

門の外側で大きな声で呼びかけ、安否を確認する。

3 ドアをノックする

応答がないときは、呼びかけと一緒にドアをノックしてみてください。

4 庭、勝手口等の確認

状況が把握できないときは、庭、勝手口などの確認をしてください。

救出・救護活動③

- 町内会、自治会単位で防災資機材(ジャッキ、のこぎり、バール等)を活用し、協力して救出活動を行う。
- 救護(応急手当)を実施する。

救出・救護手順

1 被害の実態把握

- (1) 倒壊建物に取り残されている人がどのような状態か(けがの程度も含めて)確認する。
- (2) 建物の倒壊状況および内部に進入するスペースがあるかを確認する。
- (3) 二次災害が発生する危険要因がないか確認する。

2 二次災害の防止

- (1) 木片、トタン、ガラス等の軽量物を除去する。
- (2) 柱、梁等の大きな物の周辺物を除去するときは、これらの大なもののがずれたり倒壊しないようにロープ等で支持、固定する。
- (3) 火災の発生に備え、消火器や水バケツを用意する。ガスの元栓や電気ブレーカーは早期に閉止や遮断を行う。

3 要救助者の救出

- (1) 要救助者の近くまで掘り進んだ後は資機材を使わずに手作業にする。
- (2) 要救助者を無理に引き出そうとしない。



4 応急手当

出血しているときは清潔なガーゼ等で傷口を圧迫止血する。

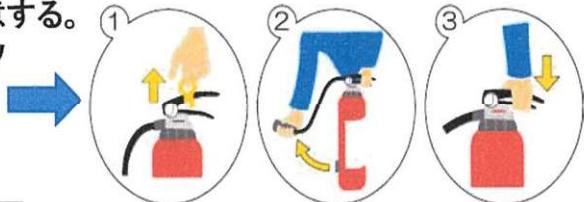
消防活動④

- 町内会、自治会単位で耐震性防火水槽の小型動力ポンプ等を活用し初期消火を行う。
- 出火場所を確認し、消防活動人員を割り振る。

消防活動手順

1 初期消火

- (1) 火元に近い消防用水を選定し、強風時には風上側の消防用水を使うなど風向きに注意する。
- (2) 住民と協力してバケツリレー、消火器等の有効活用をする。



2 小型動力ポンプの使用 (消防用水の選定)

安全栓を引き抜く ノズルを火元に向ける レバーを強く握る

- (1) 河川使用時はストレーナーを水の流れに向けて投入し、浮かび上がらないようにする。
- (2) ポンプから水面までの高低差はC級で7m以内、D級で4m以内を目安とする。

(ホースの延長要領)

- (1) 道路、建物の曲がり角では大きく曲げて、折れやねじれ、引きずりを避ける。
- (2) ホースの結合は漏水しないように確実に行う。

(送水の時期)

- (1) ホースの延長状況や筒先担当の「放水始め」の合図があってから送水する。
- (2) 放口コックを開けるときは筒先の反動力を考え徐々に行う。

3 大火災からの避難

火災が延焼拡大した場合は、風上の広い公園等の安全な場所に住民を避難誘導する。

災害時要援護者の避難支援⑤

- 自宅の損傷の状況等により、避難所等に避難する
- 必要のある災害時の要援護者の避難支援を行う

避難支援のポイント

1 一人暮らし高齢者

迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認および状況把握が必要。

2 寝たきりの要介護高齢者

避難時は車いす、担架、ストレッチャー等の補助器具が必要なことがある。

3 認知症の人

安否確認、状況把握、避難誘導の援助が必要。

4 視覚障がい者

音声による情報伝達や状況説明が必要。避難誘導等の援助が必要。

5 聴覚障がい者

補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達および状況説明が必要。

6 言語障がい者

手話、筆談等によって状況を把握することが必要。

7 在宅人工呼吸器使用者

避難所での電源確保が必要。